

■北海道鹿部町地域おこし協力隊募集要項（平成29年8月14日 改正）

鹿部町は、道南、函館市から車で約1時間、駒ヶ岳の麓（南東）、大沼国定公園の東に位置し、内浦湾、太平洋に面する漁業と観光のまちです。

町では、全国的にも大変めずらしい間歇泉や温泉資源を活用した道の駅「しかべ間歇泉公園」を観光拠点として、漁師町らしい観光やまちづくりを進めているほか、駒ヶ岳をシンボルとした、環駒ヶ岳広域観光協議会（鹿部町・七飯町・森町）に参画し、広域による観光推進にも力を入れておりますが、人口減少や少子高齢化に伴い地域活動や産業の担い手不足が懸念されているところでもあります。

このため、町では観光事業の企画立案をはじめ、町の魅力発信や新たな産業の掘り起し等、地域住民と一緒に地域将来を担う人材として、次のとおり地域おこし協力隊を募集します。

1 募集人員

1名

2 活動内容

地域おこし協力隊の活動は、別に定める「鹿部町地域おこし協力隊設置要綱」を基本とし、次の活動に従事していただきます。

(1) 町の魅力発信の強化に関する活動

- ア F BやS N S等の情報媒体を活用した魅力の発信及び企画
- イ 観光キャラクター等を活用した町のP Rに関する企画及び広報活動
- ウ その他、町の情報発信の強化に関する企画

(2) 町の観光体験プログラムに関する活動

- ア 新たな観光体験プログラムの企画及び運営
- イ 既存の観光体験プログラムの効果検証及びリノベーション
- ウ その他、町の観光体験プログラムに関する企画及び運営

(3) 新たな観光、特産品等の発掘や商品化に関する活動

- ア 地域特産品を活かした新商品の開発に関する企画
- イ 新たな観光資源の発掘に関する活動
- ウ 新たな地域特産品の発掘に関する活動

(4) その他

- ア 「道の駅しかべ間歇泉公園」における観光や特産品等のP R活動
- イ ツアー及び教育旅行客の受け入れに関する活動
- ウ 旅行会社などに対するプロモーション活動

3 募集対象

次のすべての要件を満たす20歳以上50歳以下の方が対象となります。

- (1) 地域を元気にするために意欲的に行動できる方
- (2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方(※)
- (3) 委嘱後に鹿部町へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方
- (5) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）の操作スキルやインターネット、S N S等の知識を有し、活用できる方
- (6) 活動期間終了時に鹿部町において起業・就業・定住する意欲のある方

4 活動拠点及び活動地域

- (1) 活動拠点
道の駅しかべ間歇泉公園（北海道茅部郡鹿部町字鹿部18番地1）
- (2) 活動地域
鹿部町内全域（活動内容によっては町外での活動も含む）

5 雇用形態等

雇用形態	委 嘱
根拠法令	地方公務員法第3条第3項第3号に規定する <u>非常勤特別職</u> として委嘱
活動日	原則、1週あたり5日間以内
活動時間	原則、1週あたり38時間45分以内
賃金・報酬	月額 200,000円
各種手当	な し
健康保険 厚生年金	あ り
雇用保険	あ り
労災保険	あ り
副 職	活動時間外において、協力隊としての活動に支障をきたさない範囲で可能
期 間	委嘱日から平成30年3月31日まで （ただし、各年度終了後、次年度の委嘱について判断することとし、最長3年まで延長する）
住 宅	町が手配（家賃、共益費及び光熱水費は自己負担）
そ の 他	活動に用いる車両及び情報処理端末等については、町が手配します。

6 申込手続及び選考方法

- (1) 申込方法
別添申込書に必要事項を記載のうえ、平成30年3月末日までに随時提出願います。
なお、受付先着順に選考を行い、定員に達し次第、受付を終了します。
- (2) 提出書類
 - ア 履歴書（写真添付）
 - イ 職務経歴書
 - ウ 運転免許証の写し（両面）
 - エ 住民票（原本） ※申込時点の住所地のもの
 - オ レポート

【レポート課題】

テーマ：「まちづくりや地域活性化に対する私の思い」

様式等：A4様式1枚程度、パソコンによる作成可

- (3) 選考方法
- ア 第1次選考
書類選考のうえ、選考結果を文書又はメールにてお知らせします。
 - イ 第2次選考
第1次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。
面接場所については、鹿部町役場庁舎内となります。
 - ウ 最終選考結果
第2次選考者へ文書又はメールにてお知らせします。
- (4) 応募先及び問い合わせ先
鹿部町企画振興課企画振興係
- 【住所】 〒041-1498
北海道茅部郡鹿部町字宮浜299番地
 - 【連絡先】 01372-7-2111 (代表)
01372-7-5297 (直通)
 - 【メール】 kikaku@town.shikabe.hokkaido.jp

※ 三大都市圏をはじめとする都市地域等とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全域、政令指定都市並びに過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域外の地域をいう。